

相模原市監査委員公表第 29 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、環境経済局資源循環部の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 22 年 11 月 24 日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 沼 倉 孝 太

同 米 山 定 克

1 監査の期日

平成22年11月24日

2 監査の対象及び方法

この監査は、環境経済局資源循環部において、平成22年度（平成22年9月末日まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 廃棄物政策課

ア 各事業の支出に関する事務

(2) 資源循環推進課

ア 清掃費雑入の資源売払収入に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

ウ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

(3) 廃棄物指導課

ア 産業廃棄物処理業許可等申請手数料の徴収に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(4) 清掃施設課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(5) 東清掃事業所

ア 需用費（施設修繕料）の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(6) 南清掃工場

ア 一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務

イ 需用費（消耗品費）の支出に関する事務

ウ 各事業の委託料の支出に関する事務

(7) 北清掃工場

ア 一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務

イ 需用費（消耗品費）の支出に関する事務

ウ 各事業の委託料の支出に関する事務

(8) 麻溝台環境事業所

ア 需用費（消耗品費）の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(9) 橋本台環境事業所

ア 需用費（消耗品費）の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(10) 相模台収集事務所

- ア 一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(11) 津久井クリーンセンター

- ア 一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務
- イ 各事業の委託料の支出に関する事務

3 監査の結果

- (1) 資源循環部における一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務を調査したところ、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和47年相模原市条例第12号）及び同条例等施行規則（昭和47年相模原市規則第16号）が一部改正により平成22年4月1日から施行され、同施行規則の第63条で書類の様式は別に定めると規定されているにもかかわらず、改正前の相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和47年相模原市規則第16号）の様式がそのまま使用されている不適切な事例が見られた。

規則等に定める書類の様式は、規則等と一体を成すものであり、条例の目的達成に向けた取組の徹底を図るため、事務処理体制を見直し、適正な事務の執行に努められたい。

- (2) 環境経済局資源循環部におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善又は検討を求めている。